

議案第50号

沼田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための市税
（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年8月26日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための市税

（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

沼田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。